

70歳以上
の方へ

平成26年4月から 医療費窓口負担が引き上げられます

70歳から74歳の組合員及び被扶養者の医療費窓口負担については、平成26年3月末までは特例措置により2割負担のところ1割に軽減されておりました。

今回の改正では、平成26年4月1日以降、新たに70歳になる方から2割負担に引き上げられます。

●70歳～74歳の医療費窓口負担は、次のとおりです。

対象者		現行	平成26年4月から
70歳以上	70歳から74歳	1割	昭和19年4月1日までに生まれた方 (既に70歳になっている方) 1割
			昭和19年4月2日以降に生まれた方 (新たに70歳になる方) 2割
	一定以上所得者	3割	3割